令和元年第10回長洲町農業委員会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和2年1月10日(金)
- 2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
- 3. 開 会 令和2年1月10日 午前10時00分
- 4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 1番 濱北 圭右

会長職務代理者 2番 増岡 美知子

委員 3番 土山 秋吉 4番 中嶋 英徳 5番 松野 智子

6番 濱﨑 伸二 8番 大渕 一弘 7番 嶋田 正忠

9番 島川 俊昭 10番 石井 博俊

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

 腹赤区域
 中村
 建治
 楠田
 源志
 池上
 春男

 六栄区域
 池上
 章
 徳永
 章
 城戸
 政治

長洲·清里区域 坂井 隆浩 磯川 伸哉

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋 農業委員会事務局 書記 木原 弘智

9. 提 出 議 案

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第37号 非農地証明交付申請について

議案第38号 令和元年農業作業料金・農業労賃について

議案第39号 長洲町農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

その他

おそろいになりましたので、始めたいと思います。

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和元年度第10回長洲町農業委員会定例会を 開会いたします。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

皆さん、改めまして、おめでとうございます。

昨年はいろいろ御協力、御指導をいただきまして、ほんとうにありが とうございます。暑い真夏の農地調査とか、それから視察研修、それか ら、この定例会の現地確認など、いろいろとほんとうに御協力いただき まして、ありがとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたしま す。

それから、今日、挨拶の中でちょっと触れておきたいのは、今年の10 月に委員の改選がございます。私の気持ちとしては、経験者として皆さ んに残ってほしいなという気持ちはございますが、いろいろ地区の都合 もあるだろうし、ちょっと時間がありますので、そのときが来たら、よ ろしく御指導、それから御協力をお願いしたいと思います。

今日は令和元年度の第10回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は10名中10名参加というところになっております。定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は 会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。 それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第34号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第36号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、議案第37号「非農地証明交付申請について」、議案第38号「令和元年農業作業料金・農業労賃について」、議案第39号「長洲町農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、6番濱﨑委員、7番嶋田委員にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

2ページです。報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の

濱北会長

事務局

濱北会長

移動の届け出がありましたので、次のとおり報告をいたします。

議案書の2、3ページ、受付番号は3番から8番になります。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載 のとおりでございます。

以上で報告第10号の説明を終わります。

| 以上で報音第10号の説明を終わります

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。 この件について何か質問等はございますか。

一ありません の声有一

ありがとうございます。なければ、報告第10号は終わりです。ありが とうございました。

次に進みます。

4ページです。報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

それでは、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届け出がありましたので、次のとおり報告します。

議案書の4、5ページ、受付番号は75番から79番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおり、合意解約となってございます。

こちらも簡単ですが、以上で報告第11号の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この 件について何か御意見等はございますか。

一ありません の声有一

ありがとうございます。

次に進みます。

6ページです。議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、受付番号20番から22番までは関連がございますので、一括して説明をお願いします。

議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、 次のとおり提出いたします。

議案書の6、7ページ、受付番号20番から22番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、8ページから13ページに字図等を載せております。複数ございますが、長洲町と玉名市の雲雀ヶ丘団地との境付近になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1ページから6ページに書いてありますので、あわせてごらんください。

濱北会長

濱北会長

事務局

濱北会長

濱北会長

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積1万3,052㎡、農作業歴25年の経験があり、家族3人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、耕運機1台、草刈機1台、動力噴霧 器1台、軽トラック1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で15分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を予定しており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということ でございます。

農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加、地域での取り決め に遵守、協力し、水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用 水路等の管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は受付番号の20から22番を合わせまして 1 万9, 238 ㎡であり、下限面積の3, 000 ㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号20番から22番の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足 説明を農業委員の10番石井委員にお願いいたします。

説明いたします。

現地は高田区でございまして、20番は高田区、21番が玉名市の境、22番が荒尾市の境でございます。自己管理ができないという売却でございますので、あと管理をしていただくということで、何ら問題ないと思っております。

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上章推進委員に御意見を伺います。

池上です。

今お話がありましたように、この全ての場所は、そんな転売とか何とかいろいろしてするようなところじゃなくて、畑、麦をつくってあったり、土地も普通に耕してあるような感じで、とても転売として持ち出せるような場所ではないと思います。適切にできているんじゃないかと思われます。皆さん、審議をよろしくお願いします。

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから担当推進 委員より説明がございました。この件について質問、御意見等はござい ますか。ないですか。はい。

ここは農振農用地じゃなかでしょ。

ないです。ただ、1種扱いになるので。荒尾市ともつながっています

濱北会長

石井委員

濱北会長

池上(章)推進委員

濱北会長

中嶋委員

中嶋委員 事務局

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

し、長洲だけで見ないんですよ。

ああ、そうか。北側がずっとつながっとっとか。

ほかにないですか、御意見。

一ありません の声有一

なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

一賛成者举手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号20番から22番 は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。

14ページです。議案第34号「農地法の規定による許可後の事業計画変 更申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第34号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」、次のとおり提出をいたします。

議案書14ページ、受付番号1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、16、17ページに字図等を載せております。長 洲町役場南側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の7、8ページをあ わせてごらんください。

申請理由ですが、この案件につきましては、平成29年2月23日付、熊本県指令北農普振第42号にて、アパート及び駐車場として賃借権設定の農地法第5条の許可を得ておりましたが、使用目的を一戸建て住宅及び駐車場に変更するというものでございます。

変更理由につきましては、当初の目的であるアパートでは建築確認申請がおりなかったため、建築確認申請が受けられる一戸建て住宅に変更するというものでございます。

なお、駐車場につきましては、当初の許可どおりに実施をされている ということでございます。

申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅や市区町村役場等その他類する施設から300m以内の公共・公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、駐車場として利用しない場所に建物を建築し、申請地全体の土地を無駄なく有効に利用するということであり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、一戸建て住宅及び駐車場建設によ

るものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当 と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、建物の用途を変更することで作物、家畜等へ被害を与えることはないということです。 万が一被害が生じた場合は、責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、 雨水については北側水路へ放流ということでございます。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。 この件について御意見等はございますでしょうか。

済みません、ちょっと私わからないんですが、申請場所ではアパートでの建築確認がおりなかったためというので、一戸建てだったらできるというそこ辺の違い。それと、平成29年の2月からは日にちが経ち過ぎていると思うんですよね。そこらあたり、おりない場合やったら即変更があってしかるべきかなと思ったりするもんですから、どうしてアパートが建たないのか、場所によってそういうところがあるんでしょうか。

建築確認のことは農業委員会ではわかりません。

わからない?

はい。建築確認は景観建築課、県の建築主事が決めることなので、そこはもうわかりません。一般的には、都市計画等があって、地域によって建蔽率とか、要は、面積に対しての建物の面積と、あと容積、高さも含めてというのが、もしかしたら基準にひっかかったのかなというところだと思います。

それならば早目に……。今の時期に申請し直すというのが、時間がかかり過ぎているような気がする。

着工が遅かっただけです。

あ、遅かっただけですか。

はい。

はい、わかりました。

ほかにございませんか。

一ありません の声有一

ほかにないようですので、受付番号1番について賛成の農業委員の方 の挙手をお願いいたします。

一賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番は原案ど おり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

18ページです。議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申

濱北会長

増岡委員

事務局 増岡委員 事務局

増岡委員

事務局 増岡委員 事務局

増岡委員

濱北会長

濱北会長

濱北会長

請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。

議案書18ページ、まず、受付番号12番からになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、20ページ、21ページに字図等を載せております。長洲駅北 東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の9、10ページを あわせてごらんください。

申請理由につきましては、宅地分譲地建設のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途 地域、第1種住居地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許 可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年2月20日より着工予定、令和2年4月20日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、宅地分譲地、今回3区画及び進入路の建設によるもので、区画の面積が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は整地 するのみであり、整地の際には土砂流出がないよう施工するということ です。

また、宅地造成のため周辺農地への影響はないということですが、万が一被害が生じた際には、責任を持って対応するということです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、 雨水については道路側溝へ放流ということです。

以上で受付番号12番の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足 説明を農業委員の3番土山委員にお願いいたします。

3番の土山です。

この道路より1mぐらいこっちの宅地のほうが高いので、登り口はこの宅地の一部を充ててあります。ここから駅も近いし、駅まで二、三分かな。小学校は5分ぐらい。生活するにはものすごいいんじゃないかと思います。周りも住居がずっと建っていて、何ら支障はないと思います。検討のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長

土山委員

濱北会長

坂井推進委員

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員 に御意見を伺います。

先ほど説明がありましたように、地図でごらんのとおり、周りは全て 宅地に囲まれている土地になります。転用等は妥当だと思いますので、 よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。今、事務局、農業委員、担当推進委員より 説明がございました。この件について何か質問等はございますでしょう か。

一ありません の声有一

ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

一賛成者举手一

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号12番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号13番です。事務局、説明をしてください。

それでは、議案書の18ページになります。受付番号13番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議 案書に記載のとおりです。

申請地は、22、23ページに字図等を載せております。場所は長洲町役場北西側となります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の11、12ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建築による売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途 地域、第1種住居地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許 可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査通知が事業費 を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年2月23日より着工予定、令和2年6月20日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、 非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしてお ります。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、土地造成に伴う土砂流出には留意するとともに、住宅は平屋建てで規模も小さいため、 日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一被害が生じた際には、申請者が責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、 雨水については道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号13番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足 説明を農業委員の6番濱﨑委員にお願いいたします。

濱﨑委員

6番、濱﨑です。

現在、田畑として利用している様子はなく、周辺ももう住宅地なので、 問題はないかと思います。審議お願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員 に御意見を伺います。

磯川推進委員

推進委員の磯川です。

周囲はもう住宅が結構南側に建っております。西側からの進入路も4 mぐらい幅がありまして、進入には何ら問題ありません。下水道も通っ ておりますし、北側の排水もありますし、何ら支障はないと思います。 審議のほどよろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから担当推進 委員から説明がございました。この件について何か御意見、質問等はご ざいますでしょうか。ないですか。

一ありません の声有一

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

一替成者举手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号13番は原案ど おり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号14番です。説明をお願いします。

それでは、受付番号14番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議 案書に記載のとおりです。

申請地は、24、25ページに字図等を載せております。腹赤小学校西側 になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の13、14ページを あわせてごらんください。

申請理由につきましては、共同住宅建築による使用貸借権の設定とな っております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、 広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低 い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な 代替地がない場合には、原則として許可となります。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書が事業費と同額のた め、適当と判断をしております。

濱北会長

濱北会長

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年2月15日より着工予定、令和2年9月30日完成予定であり、適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、共同住宅及び駐車場建築によるものであるため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の周囲をブロック等のコンクリート構造物で土砂流出がないようにするとともに、建物は境界から離して建築するため、周辺農地への影響はないということでございます。万が一被害が生じた際には、責任を持って対応するということです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、 雨水については道路側溝へ放流ということです。

以上、受付番号14番の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足 説明を農業委員の5番松野委員にお願いいたします。

5番、松野です。

申請者の関係は御夫婦なんですけど、日ごろはここのお母さんが家庭 菜園でいろんなものをつくっていらっしゃる場所です。北側にソーラー パネルもあったりして、周りは住宅なので、何ら支障はないかと思われ ますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員 に御意見を伺います。

楠田です。

今松野委員が言われましたとおり、問題はないかと思いますけど、ここの一角に防火水槽が据えつけられてあります。この防火水槽がどうなっとかはちょっとわからん。太陽光のすぐ後ろ。防火水槽がしてあります。

以上です。

図面に防火水槽は入っています。把握はして、そこば囲むごてしては、 そこは残して計画はしてありますので。

そこだけ残っとですかね。

一応計画図上は残してあるごたっです。

いいですか。ほかにございませんか。

一ありません の声有一

ほかにないようですので、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

一賛成者举手—

全員賛成ですので、受付番号14番は原案のとおり許可相当として県知 事に意見を送付いたします。

次に進みます。

濱北会長

松野委員

濱北会長

楠田推進委員

事務局

楠田推進委員 事務局

濱北会長

濱北会長

濱北会長

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

土山委員 事務局 土山委員

26ページです。議案第36号「農用地利用集積計画(案)の決定につい て」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

議案第36号、農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営 基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、27ページが総括表となっており、2019年 の期間ごとの総括になります。28ページが今回の借り手の一覧で、現在 の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の運営面積と なります。詳細につきましては、29ページからになります。今回、賃借 権12件、23筆、2万4,402㎡、使用貸借権3件、3筆、2,639㎡となって おります。

以上、議案第36号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。こ の件について何か質問等はございますか。

一ありません の声有一

質問がないようですので、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

一賛成者举手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第36号は原案どお り決定をいたします。

次に進みます。

31ページです。議案第37号「非農地証明交付申請について」を議題と いたします。事務局より説明を求めます。

議案第37号、非農地証明交付申請願がありましたので、決定を求める ものです。

議案書の31ページ、受付番号は6番と7番になります。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載の とおりです。

説明資料の15ページから18ページをあわせてごらんください。位置及 び現況写真を載せております。場所につきましては、立野区と高田区に なります。

申請理由につきましては、双方とも現地は森林の様を呈しており、農 地への回復が見込めないため、地目変更を行うものでございます。

土地所有者からの申請により、非農地通知書を交付するため、御審議 をいただくものでございます。

以上、議案第37号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。こ の件について何か質問等はございますか。

道路面、のり面の境は道路。

のり面は道路になる部分もあります。

そこは町が管理しとったいね?

道路なんでですね。

-10 -

濱北会長

土山委員

そがんところは耕作者が、例えばよ、そん隣の耕作者が陰打つけん切ってくれちゅうのは町が切っとやろ。のり面の土地ん木とか何とかは。 例えば、麦つくって陰打つけん切ってくれとか、そういう話はなかたいね。

事務局

道路管理は建設課等になるので。道路も県道とかいろいろあるけんで すね、一応場所ば言うて、またちょっとその管理者に……。

土山委員

個人のつなら個人で切らなんたい。

事務局

はい。一応相談は個別にしてみてください。

濱北会長 事務局 ちょっと今の件と同じばってん、里道ちゅうのがありますよね。里道。 ええ。

濱北会長

里道も今の考え方でよかですか。

事務局

里道の管理も町なんですけど、結局、区役とかで地区にお願いをしたりとか。

濱北会長

今、事務局から話のあったように、うちあたりも建浜にも里道があっちこっち通っとります。里道ちゅうと、もともとは国の土地ば市町村に任せてあっとですけど、隣の畑が完全にそれば管理せんなんごつなってしもうとるけんですね。今若けんが管理はしきっとばってんが、もう今畑ば売って管理をしきらんような状態になったとき、その里道の管理なんかはどがんなっとかなと思って。

事務局

一応里道は、今会長が言った、大体もともと国が所有していて、今地 方公共団体。だけん、どうしても町のほうでも全ての財源ば見切らんも んだけん、地元に管理ばかなりお願いしたりしてるところはあります。 ただ、場合によっては、どうしても今区役とかで高齢化も進んでいます ので、自分たちでやっぱりどうしてもでけんとかて出てきよっと思うと ですよね。そういうところはもう相談してもらうしかないかなと。で、 すぐに対応できるところ、できないところはあると思うんですけど、や っぱり生活道路として使いよる里道とかやったら、ある程度はどうかせ なんけんですね。そこはちょっと私がここでどうこう言えんばってん、 やっぱりそういう要望が地区からある場合は、区長さんを通してとかで、 建設課のほう、あるいは、その他のほうにちょっと相談をしてほしいな と思います。

濱北会長

はい、わかりました。

ほかに今の件でないですか。

一ありません の声有一

濱北会長

なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

一賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第37号は原案どおり決定し、非農地通知書を交付いたします。

続きまして、32ページです。議案第38号「令和元年農作業料金・農業 労賃について」を議題といたします。事務局、説明をしてください。

それでは、議案第38号、令和元年農作業料金・農業労賃について審議 をする必要がありますので、提出するものです。

これにつきましては、例年、全国農業会議所、熊本県農業会議より、 農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準調査が行われております。調査票につきましては、農業委員会総会等に諮り、委員の意見 聴取、検討をする必要があるため、審議をお願いするものでございます。 33ページをお開きください。令和元年農作業料金・農業労賃に関する 調査票でございます。

令和元年10月より熊本県の最低賃金が上がっておりますので、雇用賃金が増加をしております。

下のほうのローマ数字のVIになりますが、農外諸賃金というところがあります。こちらについては、町臨時職員賃金やシルバーの単価、あるいは、統計資料、物価表をもとに算出をしております。

積算の内容及び昨年度の調査票を参考のために説明資料の19、20ページに載せています。簡単な比較として御確認をいただきたいと思います。なお、先ほども言ったように、これはあくまでもこういう形での例会で審議をして、農業会議所であったりとか農業会議がそういう調査をかけているという類いのものですので、強制力といいますか、そういったものまではありません。参考の数値として毎年出しておりますので、それに基づいての御審議をよろしくお願いいたします。

以上、議案第38号の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この 件について何か質問等はございますか。

内容は去年と、ほとんど変えてはいないです。

これは、ここに去年のつにたい、無人ヘリて書いてたい、3,300円でしてあっですたい。農薬代は別って書いてあっですたい、上は。ばってん、これは3,800円は農薬代込みで……。

これ込みです。もう今年は。

ええ。ばってん、上では農薬別で1回当たりて書いてあっとたいな。 あ、ちょっとそこはもう一回農協に確認しときます。

農協は大体1,000円、1,000円な。

農薬?

うんな。

ヘリ?

労働費が1,000円、そすと、ヘリコプター代が1,000円。というかヘリコプターの減価償却費ね。だけ、大体2,000円と、あと農薬代にしてあるとたい。だけん、極端に言うと、農薬代別というなら2,000円たいね。ああ、2,000円でよかですね。

うん。大体そういう形やろ。

これ2,000円に変えます。反2,000円ですか。

濱北会長

事務局

中嶋委員

事務局

中嶋委員

事務局

中嶋委員

事務局

中嶋委員

事務局

中嶋委員

事務局

中嶋委員

中嶋委員

大体そう。大体機械が、ヘリコプターは一千何百万するけんね。大体10アール当たり1,000円がヘリコプター代で、大体そのぐらいの金額をとると。あとは労働費で大体1反当たり1,000円。あとは、じゃけんが、1回目、2回目の変わっとは何の変わるかちゅうと、農薬の料金の変わるけんが、金額も変わるったい。だけん、農薬ば何種類でん混ずんなら高うなるし、もう単品でしかせんちゅうならそのぐらい。だけん、3回目は二千幾らしかせんもん。2,900円ぐらいしか。もうカメムシだけだけん。だけんが、大体そん農薬代ば別にするならば、2,000円でよかつかなと。

事務局

濱北会長

事務局

中嶋委員

事務局

中嶋委員

事務局

濱北会長

中嶋委員

事務局

濱北会長

事務局

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

なら、ここは2,000円に変えます。

じゃあ、2,000円に修正?

修正します。

それと、乾燥が今1,800円に上がったもんね。

あ、ほんとうですか。

うん。今年から1,800円に上がったと。去年まで1,700円やったばってん、今年から1,800円。

1,800円ですね。

今の件はいいですか。

はい。ありがとうございました。

2カ所修正します。

2カ所修正ですね。

はい。

ほかにございませんか。

一ありません の声有一

なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

一賛成者举手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第38号は原案のと おり決定をいたします。

次に進みます。

34ページです。本日最後の重要な問題です。議案第39号「長洲町農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第39号「長洲町農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」、決議をお願いするものです。

議案書の35ページの決議文をごらんください。

この経緯なんですけれども、新聞報道等で皆さんも御存じとは思いますが、昨今、全国的に農業委員会の会長でありますとか市役所職員等も含めて、収賄容疑等で逮捕されるという案件が結構数が増えている、不祥事が続けて発生をしているということを受けて、これを踏まえまして、令和元年の11月28日に開催された令和元年度の全国農業委員会会長代表

者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが 決議をされております。こういう決議をすることなく、本来するべきと ころではございますが、改めて農業委員会組織の綱紀粛正の適用を図っ ていくということが全国的に確認をされております。

つきましては、長洲町農業委員会におきましても、農業委員会が担っている職責と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用することなどを徹底するため、決議文の事項について申し合わせをいただき、決議をするものでございます。

先ほど私のほうが言いました記事の一部を参考資料として、21ページ から25ページに会長代表者集会での決議文、それと関連する新聞記事の ほうを載せさせていただいております。議案のほうに書いてある申し合 わせ決議は、こちらのほうの申し合わせ決議の文言をそのまま適用させていただいております。説明のほうは割愛をさせていただきます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この 件について何か御意見、御質問等はございますか。はい、どうぞ。

昔こういうことで長洲町の農業委員会でこの倫理に反するようなこと はあったんですか。

私が知っとる限りは、聞いたことなかです。大体このケースで見ると、やっぱり農業委員会て、農地転用とかいろんな権限ば持っとっじゃなかですか。ここで決められるんですよね。ここが決定する機関になるんで、それに関連するところに転用目的でやったりとか、それに基づく収賄ばもらったりとかですね。一つは、だけん、ここでも審議されているように、基本的に農地は農地で活用していきましょう。どうしても場合によって目的が認められる分だけ転用しましょうという考え方なので。それと、もう一つは、それに伴ってお金が発生するとかですね。こればしてくれというお金。もう収賄は完全に罪ですので。今回、そういうケースが全国的に出ているという現状が今でもあるというところを受けての話ですので、当然長洲町ではないですよという話なんですけど、ここはしっかり、よそを見てじゃないですけど、改めて自分たちの襟を正す必要もあるだろうというところも含めて、今回こういう決議をするということです。

別にでけんことはでけんとば曲げようとするけんがダメだろうけんね、でけんとはでけんて言えば、どがんもでけんこっちゃろうけんね。そんで、飲んだり喰ったりは、でけんやったっちゃけんね。

大分とか佐賀も、それにお金が発生しとっとですよね。お金ばもらってしよるけんが、またさらに……。

でくっとなら、やらんたっちゃでくるよて。

以前の委員さんとかには、申請書に一緒に印鑑をもらってきてくださ いという時代が昔あったんですよ。

濱北会長

大渕委員

事務局

中嶋委員

事務局

中嶋委員 事務局

中嶋委員 事務局 えー。そうそう。

中嶋委員 事務局

中嶋委員

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局 濱北会長 農業委員会に申請書を出す前に、各地区の委員さんにまず挨拶に行ってくださいという時代が昔はあったんですよ。

あったね。

3、4条、5条の申請書を農業委員会に申請する前に、地元の地区の 農業委員さんのところに1回確認に行ってきてくださいという時代。

あったあった。

ただ、今それはだんだんなくしてくださいと農業会議でも言っている。 ほかにないですか。

一ありません の声有一

なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

一賛成者挙手—

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第39号は決議文のと おり申し合わせ決議しますので、改めて農業委員、農地利用最適化推進 委員としての自覚をお願いいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆 さんから何かその他の件について質問等はございますか。

一ありません の声有一

なければ、事務局のほうからお願いします。

(その他事務局説明)

- 1. 農業委員会ブロック別研修会について
- 2. 農地の貸し希望について
- 3. 農業委員会新年会について
- 4. 農業委員会委員の改選について
- 5. 3月の定例会日程について

濱北会長

もうその他の件もないようですので、これをもちまして、令和元年度 第10回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

起立。礼。

閉会(終了 午前11時20分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議長印

署名委員印

署名委員印